

2007年9月3日

セミナー「ウズベキスタンにおける倒産制度・実務の現状と今後の課題
—倒産法注釈書作成支援を通して—」

講演「注釈書作成支援の概要と日本側から見た注釈書作成支援の意義」

大阪大学大学院高等司法研究科教授 池田 辰夫

講演資料：ウズベキスタン共和国倒産法の概要について

◎概要：1994年施行。ロシア連邦倒産法をベースとしている。1998年及び2003年に大改正を行い、現行法は、全12章192か条で構成。

◎管轄：経済裁判所

- * 経済裁判所は、経済分野で発生する紛争や倒産事件を取り扱う裁判所である。1991年にソ連邦が解体し、ウズベキスタンが独立した直後は、企業の経済活動の紛争は行政機関である国家仲裁委員会が担当していた。その後、国家仲裁委員会は司法機関である「仲裁裁判所」に改編されたが、1992年に制定された新憲法では、名称が「仲裁裁判所」から「経済裁判所」に変更された。
- ※ なお、ウズベキスタンの倒産法制及び倒産実務においては、経済裁判所のほか、「倒産事件を管轄する国家機関」の存在が非常に重要である。ウズベキスタン倒産法第25条は、「倒産事件を管轄する国家機関」について規定している。この「倒産事件を管轄する国家機関」とは、具体的には、「非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会」（以下、「非独占化委員会」と言う。）のことを指す。非独占化委員会は、国家が持分を有している企業（国営企業に限らない。）の財務状況をモニタリングし、倒産事件手続開始の要件を満たす当該企業につき経済裁判所に対して倒産事件手続開始を申し立てたり、管財人の監督業務を担当するなどの権限を有しており、ウズベキスタンの倒産制度において重要な役割を果たしている。また、倒産法の改正作業も非独占化委員会が担当している。

◎対象：自然人企業家（倒産法でいう「個人事業者」）と法人企業（国営企業は除く。）のみが倒産手続の対象とされる。いわゆる商人破産主義。

◎手続の種類：清算型手続と再建型手続が存在する。

※ 再建型手続について

- ・ DIP型手続（債務者自らが、手続開始後も業務を遂行し、その財産を管理処分する再建手続）—裁判上の再生支援手続（第5章）

- ・ 非 DIP 型手続（債務者に代わり管財人が業務を遂行し、債務者の財産を管理処分する再建手続）－外部管財手続（第 6 章）

*和議（第 8 章）も再建型の一つに位置付けられることがある。

⇒再建型手続の特徴

法人債務者のみに適用が認められる。

再建型手続を終結させるためには債務を全額弁済する必要がある。

債務免除をする場合は、和議を締結する方法によることになる。

債務を全額弁済できない場合は、清算手続（第 7 章）に移行する。

◎倒産予防手続：裁判外再生支援手続（第 2 章）

国家が持分を有している企業に対しては、非独占化委員会の主導により、財政的支援を含む裁判外再生支援手続を行うことができる。

◎倒産事件手続の構造：シングル・ゲートウェイ方式（フランスやドイツと同じ）

- ・ 倒産事件開始の申立てに際し、清算型手続か再建型手続かを特定せずに、とにかく倒産事件開始を申し立てるという構造をとっている。日本の倒産法制とは異なる。
- ・ 倒産事件開始申立てが経済裁判所によって受理されると、経済裁判所による監視手続開始決定と一時管財人任命決定が出され、管財人による債務者の財産保全と財務分析が行われる（監視手続：第 4 章。なお、管財人の種別については、後述）。
- ・ その後に開催される第一回債権者集会において、一時管財人が作成した財務分析報告書等の資料を参考にして、清算手続、裁判上の再生支援手続又は外部管財手続のうちどの手続を選択するかを決議する。
- ・ なお、ウズベキスタンの場合、倒産事件開始の申立てのほとんどは債権者による申立てである。

◎管財人制度

- ・ 管財人制度は、2003年の倒産法改正によって設けられた。
- ・ 管財人は各倒産手続ごとに経済裁判所に任命され、それぞれ一時管財人（監視手続）、再生支援管財人（裁判上の再生支援手続）、外部管財人（外部管財手続）、清算管財人（清算手続）が任命される。
- ・ 管財人は、債権者集会の招集、債務者の財務分析、債権者による債権届出の受理、外部管財計画や清算計画の作成、債権者への弁済手続などを担当し、倒産事件処理における役割は非常に大きい。
- ・ 管財人として活動するには、高等教育を受けた後に、企業での一定の実務経験を積み、非独占化委員会の実施する資格審査を受けることが必要である。日本では、通例、弁護士が管財人の職責に当たるが、ウズベキスタンでは、管財人業務を行うには、弁護士資格とは別途の資格を取得する必要がある。